

平成30年度 第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会会議録

開催日時	平成30年12月3日 月曜日 午後1時30分～午後4時
開催場所	田辺市文化交流センター「たなべる」2階 会議室
内 容	1 開会あいさつ 2 田辺市人権施策推進計画に係る平成29年度実績について 3 田辺市人権施策基本方針（改定版）骨子案 第1章～第3章の策定について 4 その他 5 閉会あいさつ
出席委員	尾花委員、和田委員、吉田委員、碓井委員、芝本委員、小山委員、中村委員、森川委員、 白川委員、横矢委員、植委員、平谷委員、坂井委員、須本委員、穴塚委員、畑谷委員、 石垣委員、朝井委員 計 18名
欠席委員	久保哲也委員、多屋委員、池下委員、廣岡委員、久保正博委員、後藤委員、室谷委員、 山本委員、田中委員、嶺口委員 計 10名
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	0人

1 開会あいさつ（議長）

皆様こんにちは。第2回田辺市人権教育啓発推進懇話会にご出席をいただき本当にありがとうございます。「田辺市人権施策基本方針 改定版（案）」の内容等について読めば読むほど、大切なことに気づかされます。私たちは市民の立場として、より良いものを策定できるようにとの思いを強く感じております。委員の皆様方から、ご忌憚のない意見をいただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 田辺市人権施策推進計画に係る平成29年度実績について（議長）

本日の議題の2番目「田辺市人権施策推進計画に係る平成29年度実績について」事務局から説明をお願いします。

（事務局 人権推進課）

平成29年度の実績について説明する前に、今回初めての委員さんも居られますので、少し補足説明をします。田辺市では、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定しましたが、ここには市の人権施策の基本的な方針が示されています。

この基本方針の策定にあたっては、当時の懇話会委員の皆様が何度も協議をされ作り上げてきたものであり、心から感謝を申し上げる次第です。

次に、平成 21 年 2 月に「田辺市人権施策推進計画」が策定され、行政の事務事業において具体的にどんな取組をしていくのかという計画をまとめています。

そして、「田辺市人権施策推進計画に係る平成 29 年度推進状況報告書」は、この推進計画の実施状況についてまとめたものです。

これらはすべて一連の流れとしてつながっていますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、平成 29 年度推進状況報告書について、すべての項目の中から、特に主な人権施策のポイントと新たな変更点について説明いたします。

●主な人権施策のポイントと新たな変更点について（事務局 人権推進課）

はじめに、

1. 人権施策を推進するための条件整備については、生涯学習の視点に立って市民の主体性を大切にした人権施策について載せています。

人権推進課の事業として、1 ページに「田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局」とありますが、平成 29 年度は、「命・まもる人権」を活動テーマとし、各種会議の開催や、理事研修会の開催及び広報誌「れんめいだより」の発行などを行いました。

また、田辺支部及び行政局管内の 4 つの支部では、それぞれの地域の実情や課題に応じた講演会や啓発活動を行い、一人ひとりの人権意識の向上に努めています。

各種講演会については、連盟の理事だけでなく幅広い年齢層の方に対し、参加の呼びかけを行うことが今後も課題となっています。

次に、「紀南地方人権推進連絡協議会との連携」ですが、この協議会は、田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・串本町の人権団体で組織されており、人権推進課が事務局になっています。

平成 29 年 8 月 30 日に、上富田町社会福祉協議会の平田事務次長を講師に「上富田町社会福祉協議会の取組」と題して人権研修会を実施しました。その他にも、堺市の「舩松人権歴史館」を見学し、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための学習や、防災と人権について広域で活動を行うため、「携帯トイレ」を作成し、各市町における講演会や人権週間など、様々な機会において配布し啓発を行いました。

次に、「田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」ですが、田辺市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が 21 名おられ、地域における人権問題に関する身近な相談窓口として活動されています。また学校での人権教室の実施や人権の花運動にも取り組まれています。平成 29 年度は、6/1 の人権擁護委員の日や 12 月の人権週間中における街頭啓発のほか、人権教室を大坊小学校と鮎川小学校で、「人権の花、紙ふうせん打ち上げ事業」を新庄小学校と富里小学校で実施しました。

また、人権の花運動の写真コンテストのパネルを、生涯学習フェスティバルやたなべ人権フェスティバルの際に展示し、活動の周知を図りました。

次に、2 ページの「学習教材の開発」ですが、人権推進課では、平成 29 年度に、女性の人権や職場の人権、子どもの人権などの DVD ソフトを 4 巻購入し、企業や学校、地域での人権学習会などで利用いただいております。貸出し本数は 68 巻で、50 団体でした。

次に、「人権を考える集い」では、田辺市人権擁護連盟と本市が共催で、平成 30 年 2 月 10 日に紀南文化会館において「命まもる・人権」をテーマに講演会を開催しました。

第 1 部では、大塔あすなろ楽団による演奏を、第 2 部では、社会人落語家で元小学校教諭の切磋亭琢磨さんによる講演「笑って考えよう身近な人権」を行いました。

参加者数は 100 名で例年よりも少なかったものの、心に響く大変有意義な研修内容でした。今後もより多くの皆様に参加してもらえよう、効果的な方法を検討していくことが課題となっています。

次に、3 ページの「**人権学習指導者養成講座**」ですが、生涯学習課の事業として、平成 29 年 10 月 14 日に、ひがしコミュニティセンターにおいて、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、田辺市人権擁護連盟理事などを対象に研修会を開催しました。

NPO 法人「白浜レスキューネットワーク」理事の藤藪庸一さんを講師に、複雑な悩みを抱える相談者との交流を通じた体験談をお話いただきました。参加者は 110 名で、前年度と比較して 23 名の増加となっています。この研修会は、平成 23 年度から生涯学習課と田辺市人権擁護連盟が合同で開催をしており、今年度で 8 回目となります。

また、今年度の研修会は、すでに 9 月 1 日に、ひがしコミュニティセンターで、奈良教育大学名誉教授の中川喜代子さんを講師にお迎えし、「人権文化溢れるコミュニティづくり～子供の健全な育成を中心として～」と題した講演を実施しました。この内容等は、12 月に全戸配布されます田辺市人権擁護連盟の広報誌「れんめいだより」に掲載しています。次に 5 ページからの

2. 人権の視点に立った行政の推進ですが、こちらは市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくために各課における取組状況について載せています。

9 ページに「**職員を対象とした挨拶運動の実施**」とあります。昨年度の懇話会の中で、「市の職員の挨拶についてはまだまだ不十分な点があり、改善をしていただきたい。また、平成 28 年度の推進状況報告書の中には、挨拶運動の実施が書かれておらず、こうした点についても検討してほしい。」とのご意見がありました。私たちの暮らしの中で、挨拶は、コミュニケーションを図る上で最も大切なものであり、基本となるものですので、職員の挨拶が不十分な点につきましては、各所属長を通じて、親切で丁寧な接遇を全職員に周知徹底しているところです。

また、挨拶運動につきましても、継続的に実施していますが、これまでの推進状況報告書には掲載されていなかったため、今回、新たに掲載したものです。全ての職員が、挨拶はコミュニケーションの基本であり、その大切さを再認識するとともに、継続して挨拶運動に取り組んでいるところです。

次に、「**避難行動要支援者の支援対策**」とあります。こちらは、防災まちづくり課で実施している事業ですが、平成 25 年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成や提供が法的に位置づけをされました。この名簿については、市から要支援者本人による同意が得られた場合に、名簿へ記載されることになっており、自治会や自主防災組織、消防団及び警察等に対し、名簿の提供を行っています。今後、名簿については、災害時のみならず平常時においても支援の 1 つの手段として活用できるような啓発が必要となります。

また、多種多様な災害に対応するため、要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっています。

次に 10 ページに市民課の事業で、「**田辺市事前登録による本人通知制度**」とあります。

こちらは、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査のために不正に取得されるという事件が全国的に後を絶たないため、田辺市では平成 25 年 10 月からこの制度を開始しました。

平成 29 年 2 月に本市の市民課においても、匿名の電話で「子どもが結婚するに当たって〇〇の地区は同和地区か教えてほしい」と言った差別的な問い合わせが発生しました。その場で、すぐに適切な対応をしましたが、こうした問い合わせは、いまだに同和地区を忌避する差別意識が存在していることをあらわしており、発生直後に各部課長を通じて全職員に今後も同様の事例が生じた場合の適切な対応と、同和問題を正しく理解し、認識を深めるための指導を周知徹底したところです。

こうした状況の中、本人以外の代理人や第三者に、住民票の写しや戸籍謄本等を交付した場合、その事実を、事前登録をされた本人に通知する制度となっています。

本人通知をすることにより不正請求の抑止や早期発見、個人の権利侵害の抑止及び防止を目的としています。平成 29 年 4 月末現在で、登録者数 207 人、通知件数 13 件、直近では、平成 30 年 9 月末現在で、登録者数 250 人、通知件数 65 件で、やや増加しているものの利用されている方はまだ少なく、今後も周知していくことが課題となっています。次に、11 ページの

3. 人権教育・啓発の推進ですが、こちらは企業や団体、地域、公民館、学校など、様々な場所や機会を通じて実施した人権教育や啓発事業について載せています。

「**企業・各種団体等での人権啓発**」では、企業の社会的責任が強く問われる中、平成 29 年度は 5 企業・団体から人権研修の要望があり、延べ 960 名を対象に人権研修を行いました。

講師は、人権推進課の職員や本懇話会の朝井委員です。テーマは、「同和問題の解決に向けて」や「熊野が育てた偉人パート 1」など、企業側の要望に考慮しながら実施しています。

今後も、田辺市企業人権推進協議会等と連携し、学習相談への対応や人権啓発 DVD の貸出、講師派遣などの支援を実施いたします。

次に、「**人を大切にする教育の推進**」ですが、学校教育課では平成 30 年 1 月 30 日に人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会を実施し、「同和問題の解決に向けて」をテーマに研修を行っています。近年、社会情勢の変化に伴い、インターネット上による人権侵害や、外国人、性的少数者の方に対する差別や偏見など人権問題は複雑多様化しています。

今後も、様々な人権問題の解決に向けて、田辺市の実態に応じた研修を今後も行っていく必要があります。

なお、現行の「田辺市人権施策基本方針」では、人権課題の一つとして、「性同一性障害者の人権」という表現があります。昨年度の懇話会でもご意見をいただきましたが、人間の性は、単純に男性と女性の 2 パターンに分けられるほど簡単なものではなく、このパターンにあてはまらない方もいるわけです。「田辺市人権施策基本方針」の改定に向けて、こうした方を「性同一性障害者」と表現するのではなく、「性的少数者（マイノリティ）」と表現することに改めていきたいと思います。

次に、14 ページに「**田辺市民生児童委員協議会研修会**」とあります。

民生委員・児童委員は、福祉の分野において支援を必要とする住民の方と、関係行政機関等とのパイプ役として、また、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対して、関係行政機関等と連携し、支援活動をされています。民生委員・児童委員の活動にあたって基本となる個人の人権尊重について、認識を深めるため、平成 29 年度は、人権学習を 5 回実施し、延べ 298 人の参加がありました。

次に、中辺路行政局総務課の事業として、「**人権標語による啓発活動**」とあります。こちらは、平成 15 年度から継続して実施している事業で、中辺路町内の各小・中学校より人権標語を募集し、入選された児童生徒の表彰を行っているものです。

また、入選作品は、広報誌「れんめいだより」や中辺路公民館だよりに掲載するとともに、田辺市人権擁護連盟が作製している人権カレンダーにも掲載し、市内全域において街頭啓発等で配布しています。

次に、「**本宮人権お話会**」とありますが、こちらは、本宮管内における小・中学生に人権作文を書いてもらい、各校の代表に選ばれた生徒の作文発表とあわせて講演会を開催しているものです。

また、発表された作文は、作文集として製本し、本宮管内で各戸配布を行なっています。本宮町で 50 年以上に渡り続けている素晴らしい取組です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、今後も引続き、全ての行政分野において、総合的に人権尊重の精神を浸透させていく必要があり、全力で取組を進めているところです。次に、15 ページの

4. 相談支援体制の推進ですが、人権に関する相談については人権推進課を中心に、各機関等と連携を図りながら行っています。

また、女性や子ども、障がいのある方に関する相談や、子育て、いじめ、ひきこもりに関する相談など、様々な相談窓口について載せています。

相談、支援体制については、市民の皆様にとって身近で信頼できる窓口であるように、各窓口が連携し取組んでおります。市のホームページには、人権に関わる市内の主な相談窓口や、県内の主な相談窓口を掲載しています。

次に 18 ページからは、「同和問題」をはじめ「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障害のある方の人権」「外国人の人権」など、最終ページの「様々な人権」までは、分野別の人権課題の解決に向けた各課の事業実施状況をまとめています。

平成 28 年度には、人権に関する法律が 3 つ「障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法」が施行されましたが、こうした中で、

5. 同和問題については、18 ページに「**同和問題**」啓発とあります。田辺市では、戦後の早い時期から同和問題について正しい理解と認識を深めるために、長年、人権教育や啓発活動に取り組んできました。また、平成 29 年度は、「同和問題の解決に向けて」と題して、同和問題の歴史と現状のほか、部落差別解消推進法の趣旨、地方公共団体の責務及び相談体制の充実等について研修会を実施するなど、年間 4 回の研修会を実施し、延べ 973 人の参加がありました。

先ほども申しましたが、田辺市においても、匿名の電話による同和地区の問い合わせが発生していることや、全国的には、インターネット上による極めて悪質な差別事件や、身元調査による戸籍等の不正取得事件が発生しております。国や県は、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進しているところです。市としましては、今後も、同和問題の解決に向けて、引続き人権教育や啓発活動等に取り組んでまいります。次に、

9. 障害のある方の人権についてですが、31 ページに「**田辺市バリアフリー基本構想**」の推進とあります。

こちらは、やすらぎ対策課障害福祉室の事業ですが、田辺市では「田辺市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢の方や、障害のある方等が安心して安全に利用できるように、公共施設等のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、平成 29 年 10 月 26 日に、田辺市人権擁護連盟田辺支部のバリアフリー化委員会が、障害福祉室や土木課の職員とともに、田辺駅前を中心として市内の実地調査を行っています。このことについては、30 ページの土木課の事業「**道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進**」にも掲載しています。こうした中での意見等も十分に取り入れながら、物理的なバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーの推進にも積極的に取り組むことが必要と考えています。

昨年度の懇話会の中で、市民総合センターに車椅子で正面玄関から入っていった際に、車椅子からの視線では、案内看板等がわかりにくい。また、1 階奥のエレベーターの近く、売店前に自動販売機が設置されており、手すりが見えていないとのご意見がありました。

保健福祉部長及び福祉課長に、その旨を伝え改善をお願いするとともに、その他にも危険箇所等がないか再度点検をしてもらっています。また、本庁舎の移転を控え、玄関案内の改善案やフロアマネージャーの配置案を人権推進課から新庁舎整備室へ提出しております。

最後に、37 ページには、新規事業報告として2件掲載しています。

1 件目は「性的少数者の方の人権」を正しく理解するために、男女共同参画推進室の事業として人権講座を1回実施しております。2 件目は、「環境と人権」を考えるうえで、環境課の事業として「**温室効果ガスの削減の取組**」を掲載しています。こちらは、公共施設の建設や設備更新にあたっては、新エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した設計を行うことで、温室効果ガスの排出量の増加を抑制するために「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」の第三次実行計画を策定や、環境講演会を実施しております。

人権問題の現状と課題につきましては、現行の『田辺市人権施策基本方針』に15の課題を挙げていますが、本年度『田辺市人権施策基本方針』を改定するにあたり、皆様のご助言やご意見を頂戴し、田辺市のまちづくりの基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の推進に活かしていきたいと考えています。平成29年度の実績につきましては以上です。

●意見・質問

（議長）

只今、事務局から概要及び新規事業、昨年度からの改善点について説明がありましたが、委員の皆様には既にお読み頂いている前提で会議を進めさせていただきます。この件に関して全般を通してのご意見やご質問はございませんか。

（A委員）

9 ページの防災まちづくり課の事業で「避難行動要支援者の支援対策」として避難行動要支援者名簿の提供とあります。民生委員の会議でもよく聞かれるのですが、名簿の作成にあたっては、民生委員が調査や各家庭への訪問をしており、その趣旨についても市民の皆様に徐々にご理解をいただいております。しかし、町内の役員さんはこの名簿を持っておらず、町内会長だけがこの名簿を持っていたのでは、いざという時にはどうしようもない。プライバシーの問題があるので、町内の人全員に渡すことは出来ないが、それぞれが支援を必要とする人を日頃から把握し、情報を共有しておけば、災害時に命を守ることに繋がります。そのためには市民の絆を深めていかねばならない。また、名簿の取り扱いについても、個人情報問題から難しい点もあるが、考えなければと思います。

（事務局 人権推進課）

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃられるように、プライバシー保護の問題は、いざ災害が起こった時に、バリアとなっていることが大きいと思います。

避難行動要支援者名簿を作成することは重要なことと考えていますが、日頃から支援を必要とする方を把握しておく、その地域に住んでいる方たちの、絆や繋がり部分を強くしていかないと、命を守る、人権を守ることは難しいと思います。ですから、お互いに助け合う「共助」の部分をどうやって強めていくかは重要な課題だと思います。

現行の「田辺市人権施策基本方針」の、人権課題の中には、「災害と人権」という課題がなかったため、改正後は「災害と人権」を新たに人権課題として取り上げ、個人情報やプライバシーに関する課題についても、解決に繋げていくように考えますのでご理解ください。

（A委員）

我々が何を一番に考えなければならないかというと、人間の根本にある命を大切にすることだと思います。「災害と人権」や「個人情報」が新たな人権課題にありますが、命を守るという事を根本において、基本方針の改定にあたっての論議を進めていきたいと思っています。

（事務局 人権推進課）

はい。ありがとうございます。

（議長）

ほかに、何かございませんか。

（B委員）

今、中辺路地区の中では、行政の方が週に2回まわってきておりますが、民生委員の仕事とはどうなっていますか。

（議長）

先日、民生委員の代表の方と話す機会がありましたが、地域の中での困りごとについて、町内会長、民生委員、近所の方などが一緒になって話し合いをしたり、高齢で認知症の方の問題について話し合ったりしていますが、近年は、地域のコミュニティが希薄になってきており、民生委員の中には地域の実態や情報提供がないこともあるようで大変苦勞をされているようです。

（B委員）

家庭訪問はどれくらいの割合でされているのですか。買い物の代行や、車で病院への送迎はされているのですか。私もこうしたお手伝いをしていますが、その中に民生委員は含まれておりませんので。

（A委員）

私は民生委員をしておりますが、民生委員の役割は、例えば、高齢で一人暮らしの老人が、買い物や病院に行けないので困っている等の相談があった場合、民生委員が行政に対してこうした理由で困っている人がいるので、介護保険の適用ができないかといった解決に向けての橋渡し役をすることです。ですから、民生委員は相談があったからといって自ら問題解決をするのではなく、行政に対して橋渡し役をすることが役割となっています。

（B委員）

では、区民で困っている方がいれば、区民の中で解決するのではなくて行政に頼めばいいのですか。

（A委員）

そうではなくて、自主的に地域で支えあう体制を作っていくことは素晴らしい取組だと思います。

（B委員）

認知症の方が年々増えてきているので大変なんです。

（C委員）

関連して、中辺路町内の限界集落においては、行政の集落支援員が定期的に訪問をしてくれて買い物等の支援をしています。また、大型ゴミの処分等については、廃棄物処理課に頼めば対応してくれますが、どうしても行政の対応だけでは限界がありますよね。B委員は、こうした状況の中で献身的に取り組まされている立場なわけです。

（議長）

各地域での実情はよくわかります。昨年度に、各地域に地域型地域包括支援センターが出来まして、住み慣れた地域で高齢者を支える取組を田辺市でも行っています。地域での困りごとについては、地域包括支援センターをご利用いただくのも一つの方法だと思います。ほかに何かありませんか。

（A委員）

推進計画に係る平成 29 年度実績と、次の議題である基本方針（改定版）案について関連するのでお聞きしますが、同和問題に関する平成 29 年度の事業実績を見ますと、企業・学校など様々な場で同和問題に関する研修会が実施されている事は良いのですが、多いように感じます。

また、基本方針改定版（案）の第 1 章については、国の動向や県の動向はほとんどが同和問題の記述になっています。最近いじめの問題や自死を選ぶ方、特に子どもの自殺が増えている問題もありますが、こうした記載が弱いように感じます。私は、この田辺西牟婁地方では、同和問題は解決の方向にあると考えています。人権というのは、同和問題の他にももっと幅広く考えていたものですから。

そこで質問ですが、田辺市で、人権に関する相談の中で同和問題に関する相談というのは何件あるのでしょうか。あわせて、いじめの件数は何件あるのか教えてください。

（事務局 人権推進課）

まず 1 点目の人権に関する相談については、昨年度に人権推進課に寄せられた相談は 22 件、延べ 53 件となっています。主な相談としては、地域でのトラブルが最も多く、ほかにも障害のある方に対する差別的な発言や、建造物への落書きなどがあります。

近年、個人の方から、同和問題に関する相談はありませんが、A委員がおっしゃられるように、田辺市や紀南地方というのは、同和問題の解決に向けて長年取り組んできた先進地でもあり、長年の取組や教育・啓発のおかげでこうした相談が減っていると考えています。

しかしながら、行政機関に対しては紀南地方でも、また、田辺市においても、匿名の電話による同和地区の問い合わせやインターネット上での差別書込み等が依然として発生しています。

また、昨年度の人権に関する研修実績についてですが、同和問題をテーマとした研修が確かに多く行われていますが、これは部落差別解消法の施行を受けて、地方公共団体の責務として、同和問題を正しく学ぶことで、正しい判断、正しい行動を身に付けることを目的に研修を行ったものです。

田辺市では、毎年、時宜に即したテーマで講演会や研修会を行っていますが、東日本大震災後は「防災と人権」を中心とした研修会を各地で多く行ってきました。これは命を守るために大切なことですので今後も続けていかなければなりません。このように人権問題については、様々な課題があるわけですので、今後も幅広いテーマで研修を実施しますのでご理解ください。

次に、田辺市におけるいじめの件数ですが、教育委員会の中には「いじめ問題対策連絡協議会」というのがあります。その中で報告があったいじめの認知件数ですが、平成 29 年度は 8 件、内訳は小

学校 4 件、中学校 4 件でいずれも解決済となっています。平成 28 年度、平成 27 年度はともに 9 件でした。平成 26 年 7 月には県内初のいじめ防止条例が田辺市で制定されましたが、各学校ではこの条例に基づき、いじめの早期発見・早期対応に努めています。

次に、自殺の問題ですが、全国で毎年 3 万人近くの方が自殺をしており、様々な対策を講じることで、年々件数は減っているところです。田辺市では、やすらぎ対策課障害福祉室が 9 月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間に啓発活動や講演会等を実施し、自殺の防止に努めています。

（A 委員）

はい。ありがとうございました。

（議長）

今回、環境と人権の取組には、環境課の事業として温室効果ガスの削減の取組が新たに掲載されています。三四六のごみ処理場は建替えられて 20 年以上経つかと思いますが、建替え以前はダイオキシンの問題などがありました。その後どうなっているのかという報告が掲載されていません。

あと、障害のある方達がペットボトルの分別作業中にケガをされたとの話を聞いたことがあります。これはプラスチックごみ袋の中にガラス瓶も混ぜて捨てていたことが原因で、私達市民が分別をきちんとすることも必要です。こうした点についても次回から報告をいただければと思います。

（事務局 人権推進課）

廃棄物処理課からの事業報告では、32 ページの障害のある人の人権の取組の中に、「ペットボトルリサイクル業務及びプラスチックリサイクル業務の委託」についてすでに掲載しているところですが、ダイオキシンの問題等については環境と人権の項目に掲載されておられません。

平成 8 年 3 月に新たにごみ処理場が建設されたわけですが、焼却炉内で高温処理することでダイオキシンの発生を抑えることができていますし、そこから発生する集じん灰や、汚水対策等についても、市のホームページに掲載し広く周知をしています。今後、環境と人権の項目の中にもこうした事業内容を掲載していけるよう担当課と検討しますのでご理解ください。

（議長）

ありがとうございます。三四六の近くにはたくさんの住宅がありますので、安心して住めるようにご報告をいただきたいと思います。

（D 委員）

環境と人権に関連して、一時期はマイバック制度がありましたが、今は惜しみなくレジ袋を使っているように感じます。もう少し企業と行政が連携して買い物の際の「マイバック運動」をすすめていく取組も次回から掲載できるようお願いします。

（事務局 人権推進課）

はい。「マイバック運動」の取組については、次回の報告書に載せられるように検討します。

（議長）

ありがとうございます。では、次の議題に入ります。

「田辺市人権施策基本方針（改正版）」の骨子案を検討する上で小委員会を設置し、小委員会委員6名と事務局とで、骨子案の検討を進めているところですが、本日の議題の3番目「田辺市人権施策基本方針（改定版）」骨子案 第1章から第3章について、事務局から説明をお願いします。

3 「田辺市人権施策基本方針（改定版）」骨子案 第1章から第3章について

●上記の骨子案について別添資料に基づき説明する。（事務局 人権推進課）

●意見・質問

【第1章】（E委員）

1ページの基本方針改定の趣旨で、「同和問題などは依然として根強く残っている」という表現は全国的なことなのか、田辺市のことなのかわかりにくいので教えてください。

それと、3ページから6ページにかけて国際的な動向、国内の動向、県内の動向、田辺市の取組とありますが、全般的にボリュームが多いので、もっと少なく簡単にすべきでは。

（事務局 人権推進課）

1ページの基本方針改定の趣旨で、「同和問題などは依然として根強く残っている」という表現は、田辺市を含め、全国的なことをあらわしています。

次に、人権に関する動きですが、現行の基本方針では「人権の潮流」として一つにまとめていたものを、よりわかりやすくするために、国際的な動向、国内の動向、県内の動向、田辺市の取組と四つに細分化したため、ボリュームが多くなっています。小委員会の中でも、市民の方に読んでもらいやすいように概要版を作成してほしいといった意見がありました。

ただいまのご意見を受けまして、基本方針改定版は詳しく、概要版はわかりやすく作成していきたいと思いますのでご理解ください。

（F委員）

人権問題の中での同和問題の位置づけですが、6ページの田辺市の取組には、「田辺市では、これまで同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消をめざし」とあり、同和問題が筆頭のように感じます。しかし、1ページの基本方針改定の趣旨の中には、法律の順位が「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「障害者差別解消法」とはなっておらず、この辺りはどうお考えですか。

（A委員）

関連して、国内の動向のページのほとんどが同和問題の記述になっています。田辺市での同和問題に関する相談件数は、昨年度はなく、また他府県等から同和地区の問合せがあることについては国内における問題が残っているという認識はできますが、田辺市民の中ではこういった人権課題があるのかを書くべきではと思います。

ほかにも労働者の過労死の問題もあり、働く人の権利や、子どもの自殺やいじめの問題などもある。これまで同和問題に取り組んできた経過は大切にしなければなりません、現代の多様化した人権課題についてもバランスよく触れるべきではないかと思います。

（事務局 人権推進課）

田辺市では、現行の田辺市人権施策基本方針にも書いていますが、同和問題は人権問題の重要な柱の一つであると認識しています。同和問題の解決があらゆる人権課題の解決に、具体的には女性や障害のある人、子ども、高齢者等の人権課題の解決に広がっていった歴史や経緯がありますので、「同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消をめざし」という表現にしています。

また、1 ページの基本方針改定の趣旨の中には、法律の順位に年月が入っておらず、わかりにくいかもしれませんが、平成 28 年に法律が制定された順番に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」としておりますのでご理解ください。

次に、国内の動向の部分については、小委員会でも話し合ったのですが日本固有の人権課題である同和問題について、歴史的な認識をきちんとおさえておく必要があり、そこから様々な人権へと繋げていけるように構成したものです。ご意見がありましたように、多様化する人権課題、労働者の人権や子どものいじめの問題といった記載が少なくなっておりますが、こうした人権課題については、第 4 章の分野別の人権課題に詳しく掲載していく予定ですのでご理解ください。

（A 委員）

第 4 章に分野別の人権課題が掲載されることは理解できますが、第 1 章にこれだけ、同和問題がクローズアップされると、田辺市民の中に「また同和問題の話か」という印象をあたえてしまいます。もっと身近な人権の視点が書かれるべきで、同和問題の記述とのバランスを考えてもらいたい。

（G 委員）

これまで、人権問題の解決に向けてそれぞれが懸命に取り組んできましたが、ここまで到達したという表現がある方が希望をもてる気がします。ボリュームの関係もありますがお願いします。

（事務局 人権推進課）

平成 28 年度に実施した第 2 次田辺市総合計画策定に関するアンケートでは、「身の回りで人権が守られていると思いますか。」という質問に対し、「思う」が 71.9%、「思わない」が 15.3%という結果でした。平成 22 年度に比べて 3.9 ポイントの改善が見られております。これまでの取組の結果、徐々に改善されていることがわかるような内容を、再度、小委員会においても検討してまいります。

（D 委員）

同和問題は、同和对策審議会答申において、「わが国固有の重大な人権問題である。」としています。また同和問題や部落差別については、中学 2 年生の歴史の教科書にも身分制度や身分差別があったことを掲載し、学校でも教えております。ですから日本固有の人権問題があったことや歴史について正しく学び、人間は平等という感覚を身に着けていくことが大切です。この基本方針（改定版）については、ボリュームもありますが人権学習のための教科書という捉え方も必要だと思います。

弱い者に対する差別というのが現在においても形を変えて出ており、パワーハラスメントは、強い者と弱い者との優位性を利用したもので、これは身分制度に通じるものだと思います。日本人として、固有の人権問題である同和問題について学ぶことは根本であり基本になると思います。

また、差別がどこまで解消したかという内容は、アンケート調査の結果等をデータで示すことは出来ても、それを希望的な文章にすることは難しいですが、皆さんと共に検討できればと思います。

（議長）

たくさんのご意見ありがとうございます。基本方針（改定版）については確かにボリュームがありますので、概要版を作成し市民の方がわかりやすく読めるように、心に響く言葉が一つでも多く残るように作成していきたいと思います。

（事務局 人権推進課）

貴重なご意見ありがとうございます。基本方針の改定版については、小委員会の委員さんと共にわかりやすい文書を心掛けてきました。D委員より、わが国における人権問題を考えるうえで同和問題は基本とのご意見がありました。基本の部分を大切にしながら、また、様々な人権課題についてもバランスを考えて掲載できるように検討してまいります。

【第2章】（F委員）

基本方針の体系図を入れることにより、構想がわかりやすくて良いと思います。

（議長）

ありがとうございます。小委員会で色んな議論を重ねてこういった形をつくりましたが、ほかにございませんか。

（H委員）

先ほど皆様の意見にもありましたが、第1章はやはり文字が多く感じますが、第2章は基本方針の体系図があるので、読みたいところにすぐにいけるので大変良いと思います。

【第3章】（C委員）

13ページの「人権尊重の視点に立った行政の推進」の中で、「職員の採用等についても、人権尊重の視点から適切に対処します」とあるが、意味がわかりにくいので具体的に書いてはどうか。

（事務局 人権推進課）

今、公務員の採用にあたって、障害のある人の雇用等が問題となっております。もう少し具体的に丁寧な言葉を選んで書いていきます。ありがとうございます

（F委員）

13ページの「人権尊重の視点に立った行政の推進」の中で、「市民からの各種申請や要望などに対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施・・・」とありますが、これはとても素晴らしい表現だと思います。市政に対して地域の有力者だけでなく、市民の誰が要望をしても真剣に対応していただける田辺市の姿勢の表れは素晴らしいと思います。

（H委員）

11ページに、「市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を庁内に設置し、全庁的に本方針に基づいた人権施策を推進します」とはっきり書かれていること、また、13ページには、「市民一人ひとりの幸せを願い、市の全職員が人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立つ

て職務を遂行していきます。」とはっきり書いていることは、行政の姿勢として大変素晴らしいと思います。この姿勢によって、我々懇話会の全委員も「よっし！」という気持ちが高まってきます。あやふやな表現ではなく、はっきりと書くことは大変素晴らしいと思います。

（議長）

はっきりと示していくことは本当に大切だと思います。他府県のこうした取組に私も参画させていただいたことがあります。田辺市のように行政と市民がこれだけ真剣になって人権のこと話し合う機会はどこにもなくて、本懇話会で、たくさんの意見を交わすことは素晴らしいと思います。

（事務局 人権推進課）

たくさんの貴重なご意見、本当にありがとうございます。第2回目となる本懇話会の意見を受けて、平成30年12月19日（水）に第4回小委員会を開催し、さらに良いものとなるよう見直していきたいと思います。また、次回、第3回目の本懇話会の開催については、平成31年1月初旬を予定しておりますので、よろしくお願いします。

4 その他（事務局 人権推進課）

今年度の「人権を考える集い」が、平成31年2月2日（土）に紀南文化会館小ホールにて開催されます。シンガーソングライターの立木早絵さんをお招きし、「トーク&コンサート さらなる一歩を踏み出そう！」と題した講演会を行います。

多勢の皆様へのご参加を呼びかけていただければと思います。ご協力の程よろしくお願いします。

5 閉会あいさつ（副会長）

皆様の真摯なご意見をお聴きして深い感銘を受けております。非常に中身のある基本方針（改訂版）が出来上がっていくのではないかと強く感じております。

次回の懇話会では、分野別の人権課題についてご審議いただくことになりますが、どうか最後までよろしくお願いいたします。